

里親について

気になることにお答えします! Q&A

Q どのくらいの期間、子どもを預かるの?

A 子どもとその家庭の事情によって、児童相談所が判断します。

数日の場合もあれば数年、または自立するまでという場合もあります。予定していた期間と変わることもあります。

Q 子育ての経験がなくても、里親になれるの?

A 大丈夫です。

里親として子どもを迎えるために必要な知識などは、研修や実習で身につくことができます。

Q 預かる子どもの希望は出せるの?

A 子どもを選ぶことはできませんが、ご家庭の事情に合わせて希望は伺いますのでご相談ください。

Q 共働きでも里親になれるの?

A 子どもの養育に支障のない範囲であれば、共働きでも里親になることができます。

子どもを養育するため、保育所や児童クラブ等を利用している里親もいます。

Q 実子がいても里親になれるの?

A 実子がいても里親になることは可能です。家族の一員である実子の理解や協力が必要になります。



さがみの里親会



相模原市の里親会である「さがみの里親会」は、普及啓発や会員相互の交流(レクリエーションやサロン等)を行いながら、里親同士で養育の情報を得る場となっています。

また先輩里親に悩みなどを相談し、養育のヒントやアドバイスを得て安心できたり、養育の喜びを共有するなどいくつもの重要な役割を担っています。

相談先

社会福祉法人 中心会
相模原市里親養育包括支援センター
(フォースターリング機関)

ふうせんかずら

〒252-0231
相模原市中央区相模原5-1-20 南栄ビル402

TEL.042-704-8433

FAX.042-704-8434

HP <https://fusenkazura.chusinkai.net>

メール minami-satooya@chusinkai.jp



●ご案内図/JR横浜線相模原駅南口より徒歩5分



~新しい家族のかたち~

里親制度 のご案内



様々な事情により、
保護者と一緒に生活することが
難しい状況になってしまった子どもがいます。
こうした子どもたちが
健やかに成長できるよう、
自分の家庭に迎え入れ、
愛情と理解を持って
養育してくださる方を里親といいます。

子どものための里親制度

里親の種類

養育里親とは

様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、家族に迎え入れ養育する里親です。

①長期委託

数ヶ月～数年に渡り、生活を共にする。

②緊急短期里親(一時保護)

数日から2か月程度、里親宅で生活する。

③短期里親(さがみフレンドホーム)

施設で生活する子どもに家庭体験の機会を提供する。週末・長期休み期間中に1回/月程度だが同じ子どもと何年にも渡り交流。

相模原市には
まだまだ
里親が足りません!



養育里親

相模原市では
ダブル登録していただきます。

養子縁組里親

養子縁組里親とは
養子縁組によって
親となることを希望する里親です。

里親制度



親族里親

親族など、子どもを現に養育する方が死亡・行方不明などになった場合、その子どもの民法に定められた扶養親族者及びその配偶者である親族が養育する里親です。

専門里親

専門里親とは
(養育里親の認定が必要です)
虐待などにより心身に影響を受けた子どもや、非行などの問題を有する子ども、身体・知的・精神障害のある子どもを養育する里親です。

里親になるには

里親になるためには、特別な資格は必要ありませんが、一定の要件を満たす必要があります。

2 基礎研修

里親制度などを理解するための研修(講義1日、施設実習1日)を受けていただきます。

1 相談

里親になりたい方、里親について知りたい方はまず「ふうせんかずら」にご連絡ください。相談は随時受け付けています。

8 活動

ご希望や家庭、子どもの状況などを考慮し、児童相談所が子どもを委託します。

7 新規認定 里親施設実習

里親の認定・登録後、乳児院で10日間又は児童養護施設で5日間の講義や実習などを受けていただきます。



里親になつたら…

里親にはさまざまなサポートがあります。

- ・養育に必要な費用の支給(定められた額)
- ・養育の質向上のための研修
- ・日々の養育の相談(365日24時間対応)
- ・レスバイト等の相談・調整



- ・里親サロン、里親同士・里子同士の交流やイベントの機会
- ・子どもの関係機関とのネットワークづくり
- ・子どもの自立のサポート



子どもが委託されるまで

打診

電話で年齢と性別を伝えられ、里親が検討

ケース説明

児童相談所から委託する子どもや保護者の詳細について説明

カンファレンス

施設で交流の進め方等の打ち合わせ

交流開始

子どもと里親の関係づくり

カンファレンス

委託に向けて必要な事項についてを関係者で確認

委託

正式に里親委託となり、一緒に生活を始める

3 登録前研修

子どもの養育などを理解するための研修(講義2日、養育実習2日)を受けていただきます。

4 申請書の提出

研修修了後、里親申請書を児童相談所へ提出していただきます。

5 調査

児童相談所や「ふうせんかずら」の職員が、家庭訪問や面接により、ご家庭の状況などの確認をさせていただきます。

6 認定・登録

必要な審査を受けた上で、里親として認定・登録を行います。